

令和５年等局地激甚災害及び適用措置

局地激甚災害	対象地区			適用措置		
	都道府県名	郡名	市町村名	5条	6条	24条
令和５年５月５日の地震による災害	石川県		珠洲市	○	○	○
令和２年６月１０日から令和５年１月１０日までの間の地滑りによる災害	奈良県	吉野郡	十津川村	○		○
令和５年５月７日及び同月８日の豪雨による災害	長野県	木曽郡	木曽町	○		○
	兵庫県		宍粟市	○		○
	和歌山県	伊都郡	高野町	○		○
令和５年９月１４日から同月１８日までの間の豪雨による災害	長崎県		平戸市	○		○
令和５年１０月１日及び同月２日の豪雨による災害	新潟県		糸魚川市	○		○
令和５年１０月７日及び同月８日の豪雨による災害	宮崎県	児湯郡	西米良村	○		○
令和５年８月１日から同月１１日までの間の暴風雨による災害	鹿児島県	肝属郡	南大隅町	○		○
	高知県	高岡郡	梶原町	○		○
	宮崎県	東臼杵郡	諸塚村	○		○
	宮崎県	東臼杵郡	椎葉村	○		○
	宮崎県	東臼杵郡	美郷町	○		○
	宮崎県	西臼杵郡	日之影町	○		○
	宮崎県	西臼杵郡	五ヶ瀬町	○		○
	沖縄県		うるま市	○		○
	沖縄県	国頭郡	本部町	○		○
	沖縄県	中頭郡	西原町	○		○
令和５年９月４日から同月９日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	千葉県	夷隅郡	大多喜町	○		○
	茨城県		日立市	○		○
	千葉県		勝浦市	○		○
	千葉県		鴨川市	○		○
	千葉県	長生郡	睦沢町	○		○
	千葉県	長生郡	長南町	○		○

※ 上記の並び順は今回の政令の激甚災害指定順としている。

※ 灰色塗りは、早期局激指定済み。

※ 表中の適用措置は、激甚災害法に基づく次の措置である。

- ・法第５条　：　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第６条　：　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第２４条　：　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等